

近畿大学飲酒事故防止規程

令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、本学の学生が、飲酒によって生命、身体又は健康に危険が生じる事故（以下「飲酒事故」という。）を引き起こし、又は飲酒事故に巻き込まれることを防止するために、飲酒に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において学生とは、学部、大学院又は短期大学部に通学する学生をいう。なお、科目等履修生、委託生、研究生、留学生別科生及び交換留学生は、学生に含まない。

(20歳未満の飲酒の禁止)

第3条 学生は、20歳未満の者による飲酒は違法行為であることを認識し、これを行ってはならない。

2 学生は、20歳未満の者に対する飲酒の勧奨は行ってはならない。

(アルコール・ハラスメントの未然防止)

第4条 学生は、他者に対する飲酒の強要及び本人の意に沿わない飲酒の勧奨がアルコール・ハラスメントや人権侵害になり得ることを理解し、これを行ってはならない。

(飲酒事故の未然防止)

第5条 学生は、自らについても過度の飲酒を行って昏睡状態はもとより泥酔状態に至ることがないように努めるなど、飲酒によって自身の健康を害することがないように留意する。

2 学生は、酒を一度に飲み干すことや早飲み（以下「イッキ飲み」という。）及び過度な飲酒が生命及び健康を脅かす危険な行為であることを理解し、これらを行ってはならない。

3 学生は、他者に対して、イッキ飲み及び多量若しくは多頻度の飲酒を強要（いわゆるコールをかける行為等煽る行為を含む。）し、又は勧奨してはならない。

4 学生は、本学が飲酒事故を防止するために実施する対策や調査に協力し、飲酒事故の防止に努めるものとする。

(飲酒事故発生時の対応)

第6条 学生は、会合等の参加者が、飲酒によって急性アルコール中毒の症状が見られる等の危険な状態に陥った、あるいは陥るおそれがある場合（昏睡、呼びかけ等に反応がない、意識の混濁、言語の支離滅裂、呼吸回数の減少、度々の嘔吐、体温の低下等を含むがこれに限られない。）は、当該参加者を放置してその場を離れてはならず、躊躇なく直ちに救急車の出動を要請するとともに、その他の救護活動を行わなければならない。

2 学生は、前項の規定に基づき本学学生の救護活動を行った場合には、速やかに大学運営本部学生部又は守衛室に報告しなければならない。

(飲酒時の違法行為・迷惑行為の禁止)

第7条 学生は、自動車、バイク、自転車等の車両の飲酒運転が違法であることを理解し、これを行ってはならない。

2 学生は、酒に酔ったうえでの暴言及び暴力、セクシュアル・ハラスメント行為、その他の違法行為又は迷惑行為をしてはならない。

(禁止行為目撃時の対応)

第8条 学生は、第3条乃至第5条及び第7条に定める禁止行為を目撃したときは、これを制止し、禁止行為の防止又は停止に努めなければならない。

(懲戒)

第9条 学生がこの規程に違反したときは、近畿大学学則第41条、近畿大学大学院学則第49条又は近畿大学短期大学部学則第32条に基づき、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 近畿大学学生規程(学部)第34条又は近畿大学学生規程(大学院)第34条に基づく学生団体において飲酒事故が発生したとき、又はその構成員である学生がこの規程に違反したときは、近畿大学学生団体懲戒規程に基づき、当該団体に対して懲戒処分を行うことができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。